

富士吉田市告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、富士吉田市財務規則（平成 3 年 6 月 1 日 規則第 9 号）第 61 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

富士吉田市長 堀内 茂

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地
山梨県甲府市下石田 2 丁目 21 番 24 号
株式会社テラオカ 山梨営業所 XXXXXXXXXX
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の内容
 - (1) 窓口証明書等手数料
 - (2) 税務証明書等手数料
 - (3) 市税条例に定めた標識弁償金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 26 日
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで